

三監告示第 6 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により本書のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 27 日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 森 山 昭

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 平成30年度・令和元年度における栄サービスセンター、下田サービスセンター、教育委員会事務局教育総務課、子育て支援課及び小中一貫教育推進課所管(分掌)事務に係る財務に関する事務の執行状況
- 2 監査の期間 令和2年1月10日から同年3月27日まで
- 3 監査実施委員 長 橋 昇
捧 厚 雄
森 山 昭

4 監査の方法

このたび実施した定期監査は、平成30年度・令和元年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

5 監査の結果

軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。

- (1) 各種補助金交付事務において、補助金等の交付に関する根拠要綱等が未整備のものがあった。
- (2) 施設使用許可事務において、申請書に記入された使用時間とそれに対する時間数、使用料が相違している事例があった。また、減免を必要とする理由の記入がないが、減免処理を行っている事例があった。
- (3) 旅費の支給事務において、旅費の未支給の事例があった。
- (4) 現金出納事務において、現金を長期間手元に保管していた不適切な事例があった。